

要介護_サービス利用料金表

1割負担	①基本報酬	②入浴介助加算 I	③サービス提供体制強化加算	④中重度ケア体制加算	⑤科学的介護推進体制加算	介護職員処遇改善加算 I
	/日	/日	/日	/日	/月	/月
要介護 1	584	(I) 40	(I) 22	45	40	(I) 利用料金①～⑤の9.2%の1割
要介護 2	689					
要介護 3	796					
要介護 4	901					
要介護 5	1,008					

2割負担	①基本報酬	②入浴介助加算 I	③サービス提供体制強化加算	④中重度ケア体制加算	⑤科学的介護推進体制加算	介護職員処遇改善加算 I
	/日	/日	/日	/日	/月	/月
要介護 1	1,168	(I) 80	(I) 44	90	80	(I) 利用料金①～⑤の9.2%の2割
要介護 2	1,378					
要介護 3	1,582					
要介護 4	1,802					
要介護 5	2,016					

3割負担	①基本報酬	②入浴介助加算 I	③サービス提供体制強化加算	④中重度ケア体制加算	⑤科学的介護推進体制加算	介護職員処遇改善加算
	/日	/日	/日	/日	/月	/月
要介護 1	1,752	(I) 120	(I) 66	135	120	(I) 利用料金①～⑤の9.2%の3割
要介護 2	2,067					
要介護 3	2,388					
要介護 4	2,703					
要介護 5	3,024					

※計算例：1割負担、要介護1、月4回利用の場合、3,062円となります。（こちらはあくまで概算です。）

※送迎を行わない場合、片道47円、往復94円が減算となります。

※ADL維持等加算（申出予定）は実績により加算の有無が判定されます。

※感染症や災害の影響による特例措置として、利用実績が前年度平均より5%以上減少した場合、基本報酬の3%の加算があります（3か月間）。

☆上記の料金表の利用料（自己負担分）は、6時間以上7時間未満の算定区分の額です。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事に係る費用等は別途いただきます。（下記（2）参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ・ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。料金：1回あたり600円
- ・ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（料金は頂戴しておりません）
- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。料金：10円／枚
- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
料金：紙パンツ100円／枚、パット30円／枚
- ・通常の事業実施地域外（丸森町・角田市以外）からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

通常の実施地域を超える地点から10kmを超えるごとに300円の費用を頂戴します。

（往路・復路とも）